

令和8年 議案第4号

みよし市放課後児童健全育成事業運営規程の一部改正
上記の議案を提出する。

令和8年3月17日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、放課後児童クラブの職員配置や採用の際に必要な
みなし支援員の取扱い及び天王児童クラブ及び黒笹児童クラブの第3教室の開設に
伴い、改正を行う必要があるからである。

みよし市放課後児童健全育成事業運営規程の一部を改正する規程

- 【趣 旨】
- 放課後児童クラブのみなし支援員に係る経過措置終了後、本市の規程においてのみなし支援員に係る定めはないが、クラブの職員配置や採用の際にのみなし支援員の制度は必要となることから、のみなし支援員の取扱いについて、必要な改正を行う。
 - 令和8年度から天王児童クラブ及び黒笹児童クラブに第3教室が開設されることに伴い、必要な改正を行う。

- 【内 容】
- のみなし支援員に関する規定（第5条関係）
放課後児童支援員の人材確保及び支援員の質の向上を目的に、新たに当該放課後児童健全育成事業者の職員となった者又は新たに基準省令第10条第3項第1号から第10号に規定するいずれかに該当するようになった者に限り、職員又は該当者となった年度又はその翌年度に実施される認定資格研修を修了することを予定している場合は、当該研修を修了するまでの間、放課後児童支援員とみなすこととする。改正後の職員区分は下記のとおり。

- 放課後児童支援員（認定資格研修を修了し、放課後児童支援員資格を取得した者）
- のみなし支援員（①ではないが、認定資格研修を一定期間以内の終了予定であることを前提に①とみなされる者）
- 補助員（①や②を補助する者）

区分	令和元年度まで	令和2年度から令和7年度	令和8年度から	
	のみなし支援員 対象	のみなし支援員 対象外	のみなし支援員 対象	のみなし支援員 対象
認定資格研修の受講資格がある者 (保育士資格、教員免許取得者等)	※のみなし条件：従事年数にかかわらず令和2年3月31日までに認定資格研修を修了予定	のみなし支援員 対象外	※のみなし条件：令和8年4月1日以降に児童クラブに新規採用された職員で、採用年度の翌年度末までに認定資格研修を修了予定	※のみなし条件：令和8年4月1日以降に認定資格研修の受講資格を取得した職員で、取得した日の属する年度の翌年度末までに認定資格研修を修了予定

- 教室、定員及び期間の一覧表の改正（別表関係）
天王児童クラブ第3教室及び黒笹児童クラブ第3教室の開設に伴い、一覧表の改正を行う。

【施行期日】 令和8年4月1日

【参 考】 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（抜粋）
(職員)

第十条 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

みよし市放課後児童健全育成事業運営規程の一部改正

みよし市放課後児童健全育成事業運営規程（令和5年みよし市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																														
<p>（職員の職種及び員数）</p> <p>第5条 1及び2 略</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、放課後児童支援員とみなすことができる。</u></p> <p><u>(1) 基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、教育委員会の監督に属する放課後児童健全育成事業に従事し始めた日の属する年度の翌年度の末日までに同項に規定する研修を修了する予定であるもの</u></p> <p><u>(2) 教育委員会の監督に属する放課後児童健全育成事業に従事する者であって、基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日までに同項に規定する研修を修了する予定であるもの</u></p>	<p>（職員の職種及び員数）</p> <p>第5条 1及び2 略</p>																														
<p>（教室、定員及び期間）</p>																															
<p>第7条 放課後児童クラブの教室、定員及び期間は、別表のとおりとする。</p>																															
<p>2 略</p>																															
<p>別表（第7条関係）</p>	<p>別表（第7条関係）</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>教室 (支援 の単位)</th> <th>定 員</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中部児童ク ラブ</td> <td>第1教室</td> <td>40 人</td> <td rowspan="4">4月1日から3 月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第2教室</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北部児童ク ラブ</td> <td>第1教室</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>第2教室</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	名称	教室 (支援 の単位)	定 員	期間	中部児童ク ラブ	第1教室	40 人	4月1日から3 月31日まで	第2教室	40 人	北部児童ク ラブ	第1教室	40 人	第2教室	40	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>教室 (支援 の単位)</th> <th>定 員</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中部児童ク ラブ</td> <td>第1教室</td> <td>40 人</td> <td rowspan="4">4月1日から3 月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第2教室</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北部児童ク ラブ</td> <td>第1教室</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>第2教室</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	名称	教室 (支援 の単位)	定 員	期間	中部児童ク ラブ	第1教室	40 人	4月1日から3 月31日まで	第2教室	40 人	北部児童ク ラブ	第1教室	40 人	第2教室	40
名称	教室 (支援 の単位)	定 員	期間																												
中部児童ク ラブ	第1教室	40 人	4月1日から3 月31日まで																												
	第2教室	40 人																													
北部児童ク ラブ	第1教室	40 人																													
	第2教室	40																													
名称	教室 (支援 の単位)	定 員	期間																												
中部児童ク ラブ	第1教室	40 人	4月1日から3 月31日まで																												
	第2教室	40 人																													
北部児童ク ラブ	第1教室	40 人																													
	第2教室	40																													

		人
南部児童ク ラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
天王児童ク ラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
	<u>第3教室</u>	<u>40</u> 人
三吉児童ク ラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
三好丘児童 クラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
緑丘児童ク ラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
黒笹児童ク ラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
	<u>第3教室</u>	<u>40</u> 人

		人
南部児童ク ラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
天王児童ク ラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
三吉児童ク ラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
三好丘児童 クラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
緑丘児童ク ラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人
黒笹児童ク ラブ	第1教室	40 人
	第2教室	40 人

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。